

令和5年12月5日
民生文教常任委員会説明資料
こども福祉部福祉室障がい福祉課

芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（原案）について

1 趣旨

芦屋市障がい福祉計画・芦屋市障がい児福祉計画では、障がいのある人及び障がいのある児童への支援に向け、今後の障がい福祉サービス等の見込量および基盤整備等についての方向性を示し、取組を進めています。

このたび、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の原案がまとまりましたので、市民の皆様からの意見を募集します。

2 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（原案）

別添資料のとおり

3 今後の予定

(1) 市民意見募集

- ・ 募集期間 令和5年12月18日（月）から令和6年1月26日（金）まで
- ・ 周知方法 広報あしや12月号、市ホームページ、広報掲示板にて募集案内を行う。
- ・ 閲覧場所 市ホームページ、市役所（南館1階障がい福祉課、北館1階行政情報コーナー）、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センター（公民館図書室）、図書館本館、保健福祉センター、市民活動センター（リードあしや）、潮芦屋交流センター
- ・ 提出方法 障がい福祉課窓口にて持参、郵送、ファクス、ホームページ上の意見募集専用フォーム

(2) 市民意見募集結果の報告

- ・ 令和6年2月

(3) 計画策定

- ・ 令和6年3月

4 添付資料

- ・ 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（原案）
- ・ 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（概要版）

芦屋市第 7 期障がい福祉計画
芦屋市第 3 期障がい児福祉計画
(原案)

芦屋市

【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。

【目次】

第1章 計画の背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 芦屋市の現状	8
1 芦屋市の人口の状況	8
2 障がい者手帳所持者数の推移	9
3 障がいのある児童の就学状況	17
4 障がいのある人の就労等に関する相談状況	19
第3章 障がい福祉サービス等の現状	20
1 障がい福祉サービス	20
2 障がい児支援	23
3 地域生活支援事業	24
4 アンケート調査の結果	29
5 インタビュー調査の結果	41
第4章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	49
1 数値目標について	49
2 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量	58
3 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量	67
第5章 計画の推進体制	75
1 庁内の推進体制	75
2 地域との連携	75
3 県及び近隣自治体等との連携	75
4 計画の進行管理	75

資料編	76
1 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画策定経過	76
2 芦屋市障害福祉計画策定委員会設置要綱	77
3 芦屋市障害福祉計画策定委員会委員名簿	79
4 芦屋市障害福祉計画推進本部設置要綱	80
5 芦屋市障害福祉計画推進本部員名簿	83
6 芦屋市障害福祉計画推進本部幹事会委員名簿	84
7 芦屋市社会福祉審議会規則	85
8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿	86
9 用語集	87

※マークのあるものについては、巻末に用語説明を加えています。

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

芦屋市障がい福祉計画は「*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、国の*基本指針に即して障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。

また、芦屋市障がい児福祉計画は、平成28年の障害者総合支援法及び*児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障がい児福祉計画」という。）を定めるものとされ、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、本市では、「芦屋市障がい福祉計画」と「芦屋市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

*地域共生社会の実現に向け、障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）のニーズ等を踏まえつつ、これからの本市における障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る令和8年度（2026年度）末の数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び障害児通所支援等を計画的に推進するため「芦屋市第7期障がい福祉計画」及び「芦屋市第3期障がい児福祉計画」（以下「芦屋市第7期障がい福祉計画等」という。）を策定します。

なお、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の実現に向けて、地方自治体には、「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進していきます。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること。

児童福祉法の基本理念：

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保障し、愛護すること。

芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画の基本理念：

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～お互いを思いやり 支え合うまちをめざして～

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。なお、障がいのある人等の福祉全般に関わる計画として、*障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障がい者（児）福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人等の地域生活支援等に係る数値目標に関する事項を定める計画です。

(参考)

- 障害者基本法第 11 条第 3 項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

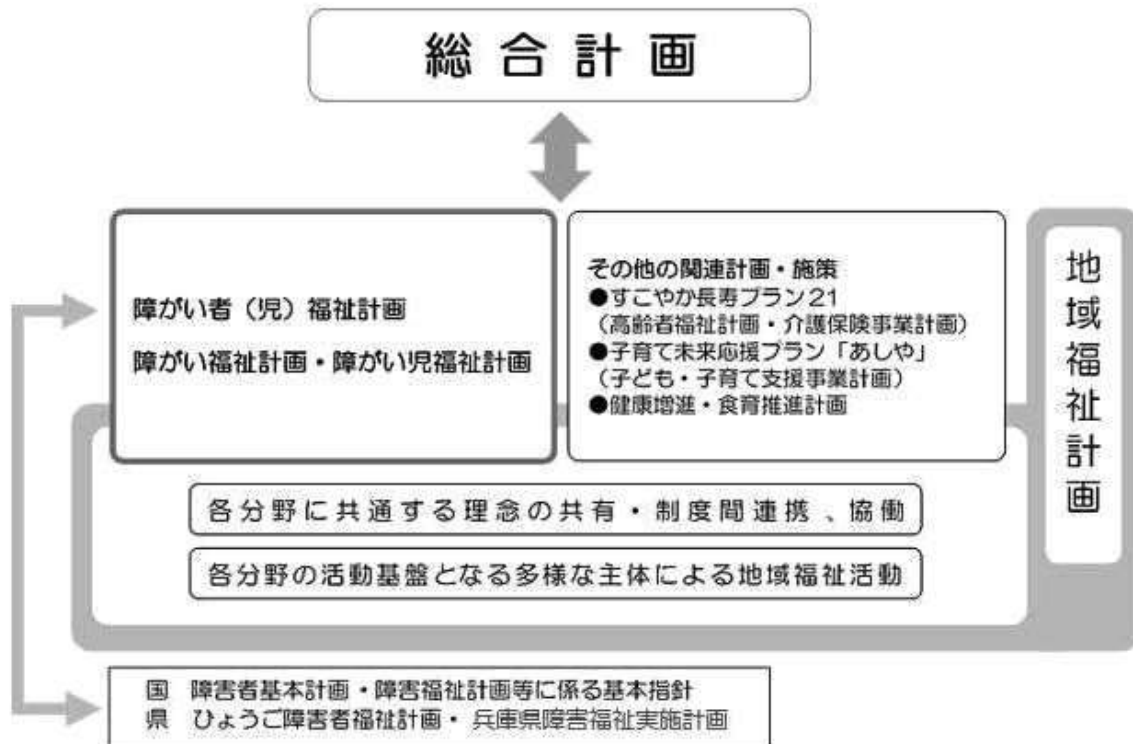
「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

- 第 7 期障害福祉計画等に係る国の基本指針（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画を作成することが求められています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
芦屋市第6期障がい福祉計画			芦屋市第7期障がい福祉計画		
芦屋市第2期障がい児福祉計画			芦屋市第3期障がい児福祉計画		

「障害福祉計画・障害児福祉計画」と「障害者計画」の関係

	障害福祉計画・障害児福祉計画	障害者計画
計画名称	芦屋市第7期障がい福祉計画・ 芦屋市第3期障がい児福祉計画	芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画
根拠法令	障害者総合支援法 第88条第1項 児童福祉法 第33条の20第1項	障害者基本法 第11条第3項
計画の性格	障がい福祉サービス等の見込量と 基盤整備に向けた方策を定める計 画	障がいのある人等の施策に関する 基本的な事項を定める中長期計画
計画内容	・障がい福祉サービス、地域生活支 援事業等の見込量、確保の方策	・基本理念、基本目標 ・施策体系 ・施策の推進 ・各施策の推進

連 携

4 計画の策定体制

(1) 学識経験者、市民等による策定体制

計画の策定に当たり、学識経験者、保健・医療関係者、障がい者団体、社会福祉団体等のほか、公募の市民の参画を得て「芦屋市障害福祉計画策定委員会」を組織し、芦屋市第7期障がい福祉計画等の内容の検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。

(3) アンケート調査、インタビュー調査の実施

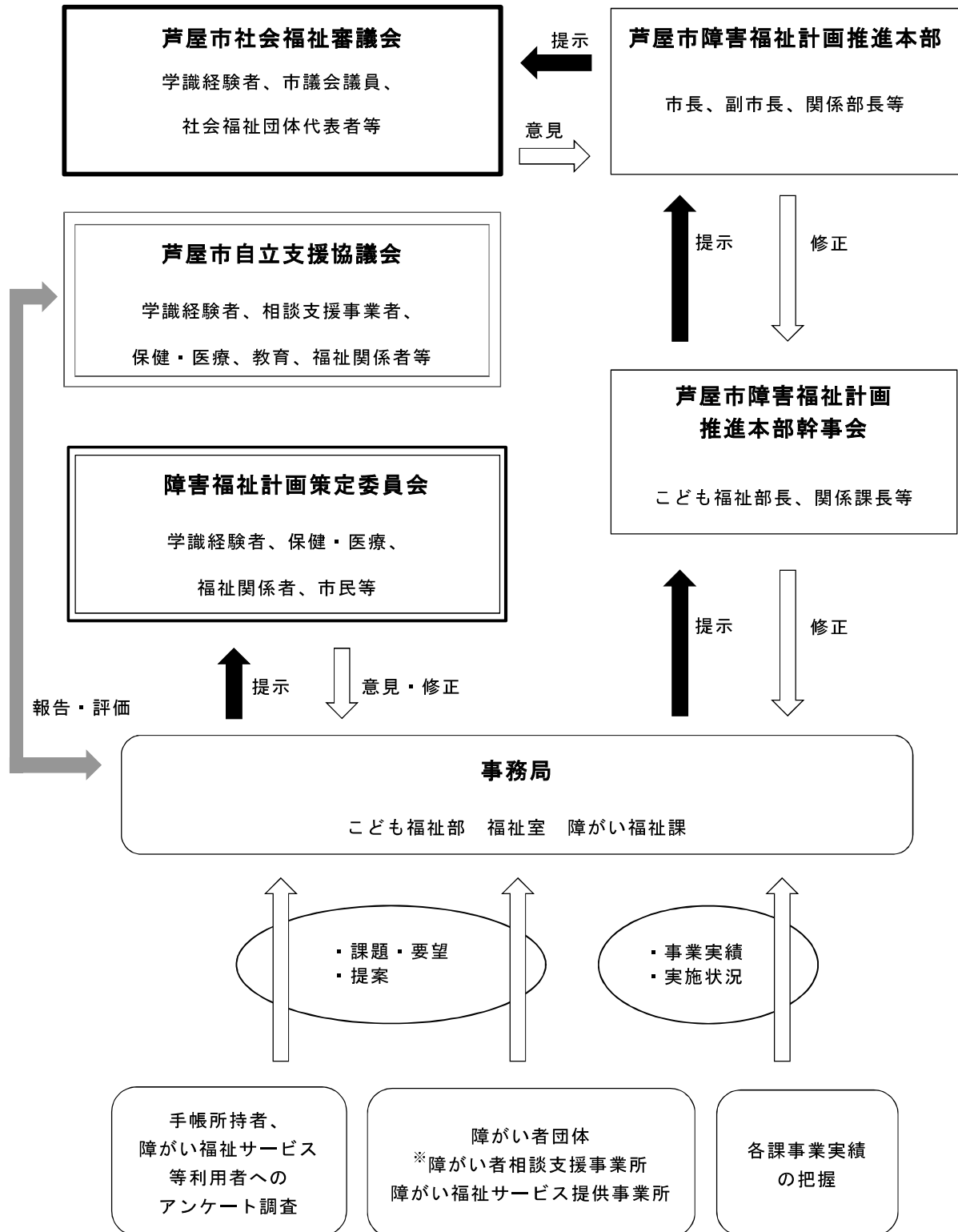
計画の策定に当たり、その基礎資料とするため、障がい者手帳所持者、障がい福祉サービス等利用者、障がい者団体などを対象にアンケート調査を実施しました。

また、障がい者団体へインタビュー調査を実施し、現状や課題の把握を行いました。

(4) 事業実績、実施状況の把握と検証

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の事業実績、実施状況を把握し、計画の評価機関である自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



(2) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況をみると、令和5年は「知的障がい、自閉症・情緒障がい」については47人、「肢体不自由」が1人となっていますが、「視覚」、「聴覚」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

(人)

		視覚	聴覚	知的障がい 自閉症・情緒障がい	肢体不自由	合計
		令和3	0	0	0	0
保・幼稚部	令和4	0	0	0	0	0
	令和5	0	0	0	0	0
	令和3	0	0	4	0	4
小学部	令和4	0	0	4	0	4
	令和5	0	0	2	0	2
	令和3	0	0	7	0	7
中学部	令和4	0	0	9	0	9
	令和5	0	0	13	0	13
	令和3	0	0	43	0	43
高等部	令和4	0	0	38	1	39
	令和5	0	0	32	1	33
	令和3	0	0	54	0	54
合計	令和4	0	0	51	1	52
	令和5	0	0	47	1	48

資料：教育委員会 各年5月1日現在

(3) 医療的ケアの必要な児童の状況

令和5年6月時点の医療的ケアの必要な児童（0～18歳）は、導尿6人、胃ろう3人、呼吸器・酸素2人となっています。年齢や必要とされる医療的ケアの種類は、ばらつきが見られます。

【医療的ケアの必要な児童の状況】

	0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	合計
導尿	3	2	1	0	6
胃ろう	0	2	1	0	3
呼吸器・酸素	1	1	0	0	2
その他	1	0	0	0	1
合計	5	5	2	0	12

資料：こども政策課 令和5年6月1日現在

⑤医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保（新規）

令和8年度末の目標値	2箇所
------------	-----

目標値設定に当たっての考え方	現在、医療的ケア児者を支援する事業所は市内に2箇所（児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所各1箇所）あるため、引き続き確保していく。
県独自指標	令和8年度末までに、医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所を確保することを基本とする。

⑥医療的ケア児支援の協議の場(保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各分野の協議の場)の設置

令和8年度末の目標	設置
-----------	----

目標設定に当たっての考え方	「芦屋市医療的ケア児支援協議会」を設置済み。
国指針	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和8年度末の目標値	1人
------------	----

目標値設定に当たっての考え方	国指針を踏まえ、1人配置済み。
国指針	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。